

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

海面における漁業の免許

基本測量の実施

県道の区域の変更

県道の供用の開始

### ◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集の一部改正

### ◇ 公 告

職業訓練法による技能検定の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第八百十三号

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十六号(鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について)の一部を次のように改正する。

昭和五十八年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 也 次

### 実技試験の表中

布はく縫製	二万二千円	布は
木工機械調整	九千円	木工機
合板製造		合板

く縫製

械整備

製造

を

石積み製造

ガラス施工  
ウエルポイント施工

に、石積み

に、ガラス施工

に改める。

### 鳥取県告示第八百十四号

昭和五十八年五月二十日付けで八東町から申請のあった土地改良(才代二地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたと

で、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十五号

北条町から申請のあつた町営土地改良（北条（大谷）北条川）地区農業用水（排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百十六号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良（安田地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、昭和五十八年九月一日海面における漁業を次のとおり免許した。

昭和五十八年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一、免許番号

海共第一号

2 漁業権者の住所及び名称

岩美郡岩美町大字田後六八

田後漁業協同組合ほか四組合

3 免許の内容

昭和五十八年七月鳥取県告示第六百四十八号（海面における漁場としての漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「県告示」という。）の一の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで

二1 免許番号

海共第二号

2 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町一五三九―一九

賀露漁業協同組合ほか二組合

3 免許の内容

県告示の二の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで

三1 免許番号

海共第三号

2 漁業権者の住所及び名称

東伯郡泊村大字泊一五七三

泊村漁業協同組合ほか三組合

3 免許の内容

県告示の三の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで

四1 免許番号

海共第四号

2 漁業権者の住所及び名称

東伯郡北条町大字弓原六〇三

中部漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の四の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで

五1 免許番号

海共第五号

2 漁業権者の住所及び名称

西伯郡中山町塩津三九五―四

中山漁業協同組合ほか三組合

3 免許の内容

県告示の五の2のとおり

4	制限又は条件 なし
5	存続期間 昭和五十八年九月一日から六十八年八月三十一日まで
六1	免許番号 海共第六号
2	漁業権者の住所及び名称 米子市灘町一丁目無番地
3	免許の内容 米子市漁業協同組合
4	制限又は条件 告示の六の2のとおり
5	存続期間 なし
七1	昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで 免許番号 海共第七号
2	漁業権者の住所及び名称 境港市上道町二二三一―三先
3	免許の内容 弓浜漁業協同組合ほか一組合
4	制限又は条件 告示の七の2のとおり なし

5	存続期間 昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで
八1	免許番号 海共第八号
2	漁業権者の住所及び名称 境港市上道町二二三一―三先
3	免許の内容 弓浜漁業協同組合ほか一組合
4	制限又は条件 告示の八の2のとおり
5	存続期間 なし
九1	昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで 免許番号 海区第一号
2	漁業権者の住所及び氏名又は名称 境港市上道町二二三一―三先
3	免許の内容 弓浜漁業協同組合ほか一組合
4	制限又は条件 告示の九の2のとおり
5	敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるような標識を 設置しなければならない。 存続期間 なし

昭和五十八年九月一日から昭和六十三年八月三十一日まで

鳥取県告示第八百十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（水準重力測量）

二 作業期間 昭和五十八年九月二十日から同年十一月三十日まで

三 作業地域 八頭郡河原町、用瀬町及び智頭町

鳥取県告示第八百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年九月十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		変更前後	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
西伯根雨線		変更前	西伯郡西伯町大字鴨部字下河原一六一八一地先から同町大字落合字ヒチリ塚三九二一四地先まで	五・〇 六・六	一六〇・〇
		変更後	西伯郡西伯町大字落合字ヒチリ塚三九四一四地先から同大字字ヒチリ塚三九二一四地先まで	一・一 一七・五	一一〇・〇

鳥取県告示第八百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年九月十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
西伯根雨線	西伯郡西伯町大字落合字ヒチリ塚三九四一四地先から同大字字ヒチリ塚三九二一四地先まで	昭和五十八年九月十六日

# 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第百十四号

昭和五十八年九月鳥取県選挙管理委員会告示第百十三号（選挙管理委員会  
の招集について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 敏 樹

一中「十九日（月）」を「十六日（金）」に改める。

# 公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和  
58年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（  
昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和58年9月16日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

### 1 実施する検定職種

さく井、鍛造、金型製作、機械検査、車両整備、時計修理、油圧装置  
調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、和裁、寝  
具製作、木工機械整備、建具製作、紙器・段ボール箱製造、石工、洋  
菓子製造、和菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、浴槽設備施工、  
ちゆう厨房設備施工、型枠施工、鉄筋組立て、防水施工、カーテン施工、ガ  
ラス施工、機械製図、電気製図及び塗装

### 2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級、2級及び単一等級に分けて行う。

### 3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

### 4 試験の実施期日及び実施場所等

#### (1) 実技試験

ア 実施期間

昭和58年12月3日（土）から昭和59年2月27日（月）までの間に  
おいて、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和58年11月25日（金）に鳥取県職業能力開発  
協会の掲示板に掲示する。

#### (2) 学科試験

エ 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査、車両整備、時計修理、油圧装置調整、冷凍 空気調和機器施工、和裁、木工機械整備、和菓子製造、 配管、浴槽設備施工及び電気製図	昭和59年2月 12日(日)
鍛造、金型製作、紳士服製造、寝具製作、紙器・段ボ ール箱製造、石工、洋菓子製造、建築大工、鉄筋組立 て、防水施工及び機械製図	昭和59年2月 19日(日)
さく井、農業機械整備、建具製作、かわらぶき、厨房 設備施工、型枠施工、カーテン施工、ガラス施工及び 塗装	昭和59年2月 26日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会議所会館内

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和58年10月4日(火)から同月17日(月)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作付する。なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
さく井	11,000円
鍛造	11,000円
金型製作	11,000円
機械検査	8,000円
車両整備	10,000円
時計修理	11,000円
油圧装置調整	9,000円
農業機械整備	9,000円
冷凍空気調和機器施工	10,000円
紳士服製造	9,000円
和裁	7,000円

寝具製作	11,000円
木工機械整備	11,000円
建具製作	11,000円
紙器・段ボール製造	11,000円
石工	11,000円
洋菓子製造	10,000円
和菓子製造	10,000円
建築大工	9,000円
かわらぶき	11,000円
配管	9,000円
浴槽設備施工	11,000円
ちゆう 厨房設備施工	11,000円
型枠施工	11,000円
鉄筋組立て	9,000円
防水施工	11,000円
カーテン施工	11,000円
ガラス施工	11,000円
機械製図	6,500円
電気製図	6,500円
塗装	9,000円
1 学科試験の受検手数料	2,000円
(2) 納付方法	
(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協	

会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) 受検申請書を受け付けた後は、申請を取消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和59年3月19日(月)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名を、昭和59年3月20日(火)の鳥取県公報で公告する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。